

～ご案内～

青森市スポーツ推進委員の
派遣について

令和5年4月

青森市経済部地域スポーツ課

◆目 次◆

スポーツ推進委員とは

スポーツ推進委員名簿・種目一覧 …… 1 P

こんなとき…
スポーツ推進委員を活用できます …… 2 P

派遣までの流れ …… 3～4 P

こんなこと あんなこと ～Q&A～ …… 5～7 P

スポーツ推進委員とは・・・

スポーツ基本法第32条に基づき委嘱し、市民の皆さんにスポーツをより身近に感じていただくこと、地域、職域などの各団体へ助言・指導、大会への参加など、様々な場面で活動しています。

◆青森市スポーツ推進委員指導種目一覧

No.	指導種目	氏名	No.	指導種目	氏名
1	野球	柿崎 泰明	17	テニス	下山 正孝
2	野球	木村 昌一	18	ソフトテニス	新保 俊彦
3	野球	田中 崇	19	ラグビー	福田 国康
4	野球	木村 秀樹	20	ハンドボール	棟方 丈博
5	水泳	松井 妙子	21	ウォーキング	中嶋 與志久
6	卓球	吉川 源悟	22	カーリング	對馬 光雄
7	バスケットボール	白鳥 俊一	23	障害者スポーツ	工藤 秀之
8	バスケットボール	鎌田 昭子	24	ラダーゲッター	小泉 裕美
9	バスケットボール	前田 琢	25	カローリング	佐々木 朋子
10	空手	須藤 和郎	26	レクリエーション種目	有馬 龍
11	空手	岩崎 一生	27	ヨガ	工藤 富士子
12	サッカー	中田 純司	28	レクリエーションダンス	平野 恵子
13	ソフトボール	福井 靖仁	29	ラジオ体操	齋藤 ミツ
14	バレーボール	柴田 一生	30	ユニカール ペタンク	長谷川 満春
15	バドミントン	小笠原 正浩	31	ラケットテニス	成田 ヌカ子
16	バドミントン	斉藤 裕子			

記載の種目以外もご相談ください！



こんなとき・・・

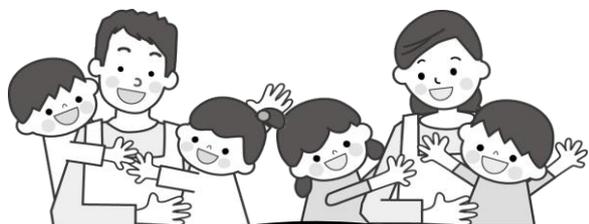
スポーツ推進委員を活用できます

町内会等への
スポーツ指導

子ども会
等への
指導

大会の
一部支援

レクリエー
ション活動
への派遣



子どもたちと楽しく遊べ
るような運動を教えて
ほしい



大会の審判を
手伝ってほしい



今度の町内会の集まりで
軽い運動をやりたい



スポーツ指導をしてくれる
人がほしい

推進委員派遣までの流れ

青森市役所駅前庁舎3階

1 地域スポーツ課 へご相談ください!

(※実施予定日6週間程度前まで)

〒030-0801 新町一丁目3番7号
TEL:017-718-1431 FAX:017-718-0337

WELCOME!

運動やスポーツに取り組むきっかけづくりを
支援するため、青森市スポーツ推進委員を
無償で派遣しています!



2-1 相談の結果、 対応可能な推進委員がいた場合は、 地域スポーツ課へ

派遣申請書を提出 してください

(※実施予定日4週間前まで)

《留意事項》

- ・会場料、器財賃借料等の経費は申請者の負担となります
- ・用具・必要器財等は、申請者をご用意ください
- ・2回目以降の申請内容が重複した場合、初回の申請団体を優先します
- ・推進委員を指名することはできません
- ・原則1日2時間程度を目安に申請してください
- ・派遣する推進委員は原則1名です

《派遣対象》

- ・原則5人以上の団体・グループ
- ・原則保険に加入している団体・グループ

《派遣できない場合》

- ・適当な推進委員がいない場合
- ・大会の統括など、責任者の立場としての派遣申請の場合
(支援、指導、助言等に対し派遣させていただきます)
- ・政治、宗教、営利を目的とする活動への派遣申請の場合
- ・暴力団体に関係のある団体・グループからの派遣申請の場合
- ・その他、派遣実施の目的等に反する恐れがある場合



※必ずしも派遣できるとは限りません。ご了承ください。

2-2 派遣における通知が届きます

＜通知内容＞

- ・派遣日時、場所、派遣内容、派遣者氏名

＜注意事項＞

- ・通知書を他人に譲渡、又は貸すことはできません
- ・通知内容、実施内容について変更があった場合には、速やかに地域スポーツ課へご連絡ください
- ・建物および附属施設等を破損、汚損又は滅失したときは、その損害を賠償すること
- ・騒音、怒声を発し、暴力を用いる等他人に迷惑をかける行為をしないこと
- ・使用后、現状の回復に努めること



3 派遣者(推進委員)と打ち合わせをします

- ・実施日時 } の確認
- ・実施場所 }
- ・実施内容の詳細について
- ・器材等、実施に必要な物品の調達について など

(実施の際に不備がないように綿密に打ち合わせします)



4 派遣実施

- ・派遣者(推進委員)の指示に従い、また、危険を覚えさせるような行為をしないでください
- ・準備体操等をしっかりと行い、怪我をすることのないよう、楽しく実施してください
- ・体調不良の場合は、無理に実施することのないようお願いいたします
- ・騒音や怒声、暴力を用いるなど他人に迷惑をかける行為をしないでください
- ・実施後は施設等を速やかに原状回復するようお願いいたします



こんなこと あんなこと ～Q&A～

1. 派遣申請について

- Q1.派遣申請書はどこにあるの？
- Q2.絶対に事前相談しなければいけないの？
- Q3.2回目以降の申請だったら早く申請していたとしてもキャンセルになることがあるの？
- Q4.2回目以降の団体同士の申請内容が重複した場合は？
- Q5.申請内容の変更、中止があったときは？

2. 派遣対象について

- Q6.どんな活動が派遣対象になるの？

3. 料金について

- Q7.派遣料金は無料なの？

4. 補償について

- Q8.実施中に怪我をしてしまったら？
- Q9.実施中に建物を壊してしまったら？

5. その他

- Q10.指導種目に載っていない種目を希望したいときは？



1. 派遣申請について

Q1. 派遣申請書はどこにあるの？

- A. 青森市役所ホームページ内より印刷していただくか、青森市役所駅前庁舎3階地域スポーツ課に配置しています。
なお、提出については郵送、またはご持参ください。FAXでは受け付けておりません。

Q2. 絶対に事前相談しなければいけないの？

- A. 推進委員の予定や、申請内容によって対応できない場合がございます。
日程・場所・内容を決定してしまったが、対応できる推進委員がおらず派遣できない、ということがないように事前にご相談してください。



Q3. 2回目以降の申請だったら早く申請していたとしてもキャンセルになるときがあるの？

- A. 実施予定日4週間前までが受付期間となっております。
申請内容が重複した場合、受付期間中の申請であれば、申請日に関わらず初回の申請団体が優先されます。

Q4. 2回目以降の団体同士の申請内容が重複した場合は？

- A. 申請が早い団体が優先されます。初回の申請団体同士の申請内容が重複した場合も同様です。



Q5. 申請内容の変更、中止があった場合は？

- A. 変更が分かった時点でご連絡ください。
また、変更内容によって、派遣ができなくなる場合もございます。ご了承ください。

2. 派遣対象について

Q6. どんな活動が派遣対象になるの？

- A. 主にスポーツ指導、大会の一部支援等であれば派遣いたします。
しかし、大会の総括責任者という立場での派遣や、宗教・営利を目的とした活動の場合は派遣していません。
具体例≫老人会や町会への軽スポーツの指導・助言、大会や町内運動会での見本、説明、ウォーミングアップ、審判としての一部支援、簡単な講演、クラブや団体へのスポーツ指導などへ派遣いたします。

3. 料金について

Q7. 派遣料金は無料なの？

- A. 派遣料金はかかりません。無償でスポーツ推進委員を派遣しております。
ただし、会場料金や器材の調達・賃借料などの必要経費は申請者のご負担となります。ご注意ください。



4. 補償について

Q8. 実施中に怪我をしてしまったら？

- A. スポーツ指導中に、派遣者(推進委員)が誤って怪我をさせた、注意を怠ったなど不慮の事故や、過失が市側にある場合は補償の対象となります。
大会への一部支援等の派遣内容、あるいは怪我の発生原因等によって対応が異なりますので、原則保険に加入している団体・グループが派遣対象となっております。



Q9. 実施中に建物や付属施設を壊してしまったら？

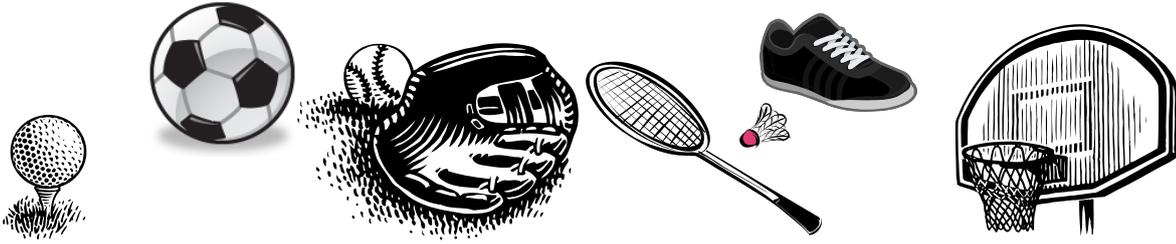
- A. 例えば、その原因が派遣者(推進委員)の注意不足や施設の不備によるものであれば市側や施設管理者側が賠償責任を負うことになります。
その他、故意に割ったなど申請者側に過失がある場合は賠償の対象となりません。



5. その他

Q10. 指導種目に載っていない種目を希望したいときは？

- A. まずは、地域スポーツ課へご相談ください。対応可能な推進委員を確認します。
また、ご希望に沿えなかった場合は他団体の指導者派遣の制度などの
情報提供をさせていただきます



お問い合わせ
青森市経済部
地域スポーツ課 スポーツ振興チーム
〒030-0801 新町一丁目3番7号
TEL : 017-718-1431
FAX : 017-718-0337
E-mail : chiikisupo-tsu@city.aomori.aomori.jp